

安曇野市へ  
移住  
を希望する方へ

# 空家利活用制度のご案内

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、移住者を支援して市の人口増につなげるため、空家の利活用制度をご用意しています。

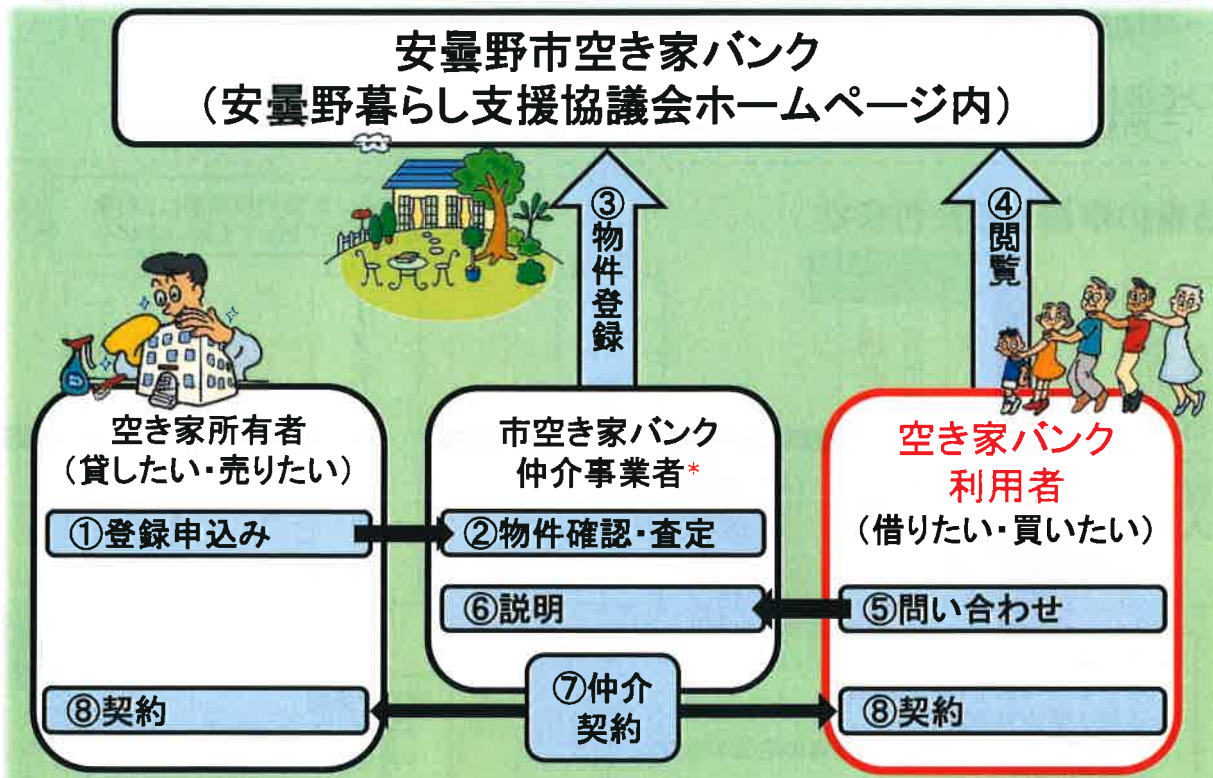
## 1 安曇野市空き家バンク制度

空家を売りたい・貸したい所有者と、空家を買いたい・借りたい方の間を繋ぐための、不動産情報ウェブサイトです。簡単な利用者登録により、どなたでも情報をご覧いただくことができます。

### ◎空き家バンクの仕組み

空き家バンクを利用するには

- 1 インターネット上の「安曇野市空き家バンク」ウェブサイトへアクセス
- 2 利用者登録(5分程度で完了します)
- 3 バンクに登録された空家から、気になるものをチェック
- 4 気に入った空家があったら、物件を取り扱っている仲介事業者へ連絡
- 5 詳細確認、契約へ



\*空き家バンク仲介事業者・・・空き家バンクに物件情報を登録できる事業者として、市に登録された不動産事業者をいいます。事業者の一覧は空き家バンクウェブサイトをご覧ください。

安曇野市空き家バンクは下記URLから！

<https://azumino-ijyu.jp/akiyabank/>

(または右のQRコードからアクセスしてください)



このチラシに  
関する  
お問い合わせ

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地 市役所本庁舎2階5番窓口

安曇野市役所 市民生活部 環境課 **空家対策室**

電話：0263-71-2011 メール：kankyuu@city.azumino.nagano.jp

(裏面もご覧ください⇒)

## 空家リフォーム補助金

空き家バンクを通じて空家を購入した移住者が、その建物のリフォーム工事をする場合に、工事費用を補助します。

### ○申請できる人: 下記の条件を全て満たす個人

- ・この補助制度が開始して以降(R2.6.1～)に、市外から安曇野市内へ転入した人  
(この補助金によるリフォーム工事後に、工事した建物に転入する予定の人も含む)
- ・安曇野市に転入してから2年以内であること
- ・空き家バンクに登録されている空家を購入してから2年以内であること
- ・工事完了後、その建物の所在地に住民登録をし、3年間以上そこに居住すること
- ・市税および国民健康保険税に滞納がないこと

### ○補助の対象となる経費

- ・10万円以上の改修工事の費用  
(建築事業者と工事請負契約を締結するもの)
- ・建物本体に固定されない設備や備品は対象外

対象経費の1/3  
上限40万円を補助

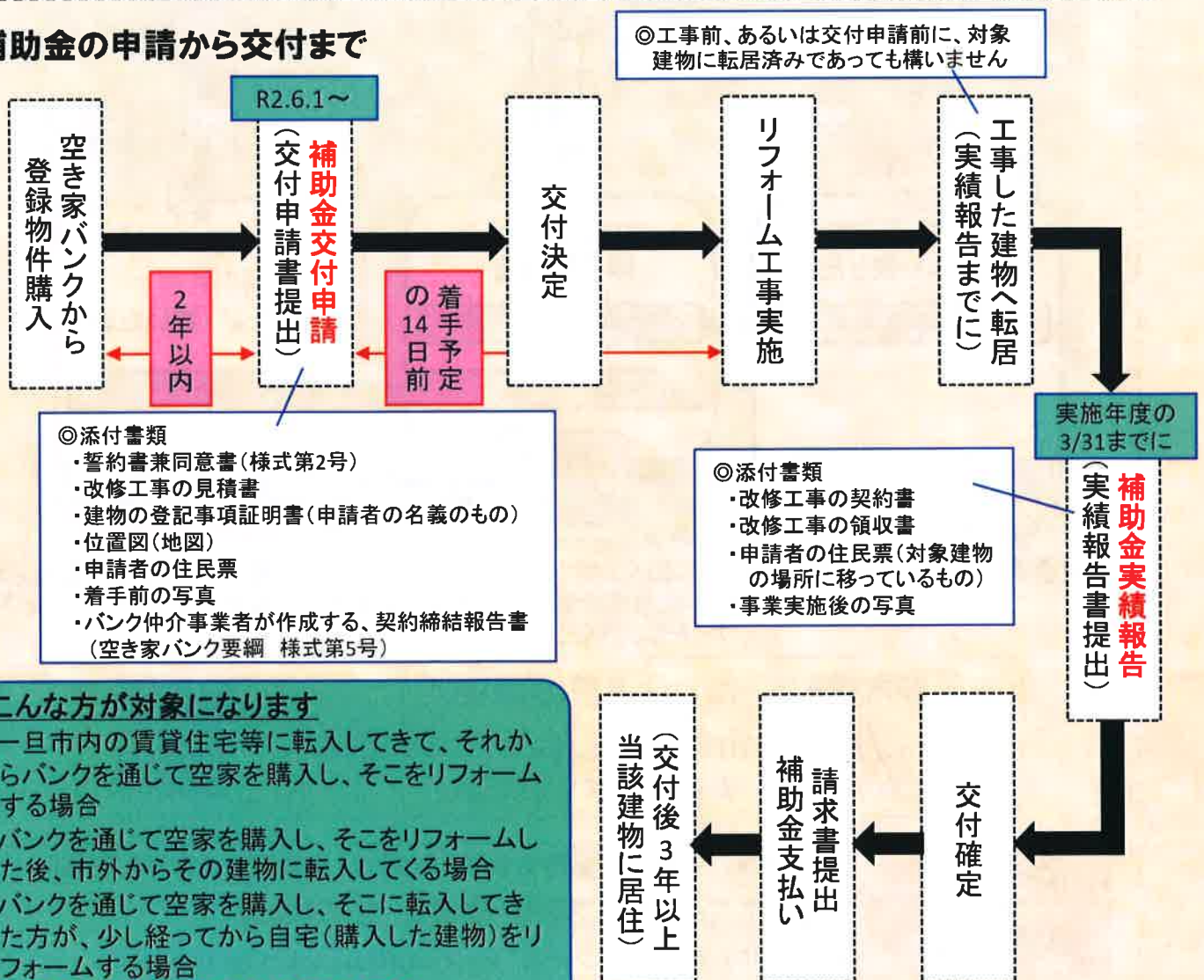
### ○交付要件: 下記の全ての要件を満たす必要があります

- ・申請年度末までに実績報告ができること
- ・補助対象経費について、他の補助金等を受けていないこと

### ○その他:

- ・この補助金の利用は、ひとりにつき年度・対象建物を問わず1回のみです。

### ◎補助金の申請から交付まで



### ☆こんな方が対象になります

- ・一旦市内の賃貸住宅等に転入してきて、それからバンクを通じて空家を購入し、そこをリフォームする場合
- ・バンクを通じて空家を購入し、そこをリフォームした後、市外からその建物に転入してくる場合
- ・バンクを通じて空家を購入し、そこに転入してきた方が、少し経ってから自宅(購入した建物)をリフォームする場合

\* 上記のいずれも、「R2.6.1以降に転入し、かつ転入後2年以内の方」が対象